

学校いじめ防止基本方針

江戸川区立松江第六中学校

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。いじめは絶対に許されない行為である。しかし、いじめは、どの学校の、どの学級の児童生徒にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下、「法」という）第12条の規定及び国の「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

【1】いじめの定義と態様

1. いじめの定義

「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

2. いじめの態様

「いじめ」の具体的態様には以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間外れ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、けられたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、けられたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・その他

（文科省 2013 「いじめ防止等のための基本的な方針」より）

【2】いじめ防止基本方針

1. いじめ防止基本方針策定の目的

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。いじめは絶対に許されない行為であることを重視し、本校生徒全員が尊厳を保持し、健全で全人格的な成長を遂げるために、全教職員が一体となって、いじめの防止やいじめの早期発見及び予防的な教育を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

2. いじめ防止基本方針

- ①あらゆる教育活動を通じ、誰もが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- ②生徒が主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、生徒の発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- ③いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者や地域、関係諸機関等と連携し、情報を共有しながら指導に当たる。
- ④いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けている生徒を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努め、全教職員が組織的に取り組む。
- ⑤相談窓口を明示するとともに、生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校を上げて生徒一人ひとりの状況把握に努める。

【3】「いじめ防止等対策委員会」の設置

1. 「いじめ防止等対策委員会」の組織

校長、副校長、生活指導主任、学年生活指導担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラーで組織を構成する。いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止等対策委員会」を設置し、毎週1回定例会を開催する。いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急に開催する。検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟行う。

2. 活動内容

- ・いじめ防止基本方針に基づく取組や計画の作成・実行・検証・見直し
- ・いじめの未然防止
- ・いじめの早期発見
- ・いじめの相談・通報・対応
- ・いじめに関わる生徒の現状と情報の共有化

- ・指導方針・指導事項の共通理解
- ・教職員の資質向上のための校内研修

【4】未然防止のための措置

1. いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知し、平素から教職員全員の共通理解を図る。

2. 「心の教育」の充実

道徳や学級活動の時間を通して、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心など、豊かな心を育む。

3. 規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる「学校づくり」の推進

生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に、主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めることが未然防止につながる。また、学校、学級内に、いじめの行為のみならず、周りではやし立てたり、傍観したりする行為も同様に許さない環境・風土をつくる。

4. 「絆づくり」を進め、「自己有用感」を獲得させる

「絆づくり」とは、主体的に取り組む共同的な活動を通して、生徒自らが「絆」を感じ取り、紡いでいくことを指す。「絆づくり」を進めるのは生徒自身であり、教職員に求められるのはそのための「場づくり」である。教職員は授業や行事の中ですべての生徒が活躍できる場面をつくりだし、生徒に「自己有用感」を獲得させる。主体的に取り組む共同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという「自己有用感」を生徒全員が感じとらせ、いじめに向かう生徒を減らす。

5. 「わかる授業づくり」「集団づくり」の推進

すべての生徒が授業に参加できる。授業場面で活躍できるための授業づくり、集団づくりが、いじめをはじめとする生活指導上の諸問題の未然防止につながる。

【5】いじめへの対応

1. 早期発見

①生徒のささいな変化の察知

教職員は、いじめがどの生徒にも、どの学校においても起こりうるという共通認識を持ち、全ての教育活動を通じて生徒の観察等を行うことで、変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さないよう努力する。特に、ささいな兆候であってもいじめではないかと疑われる場合、早い段階から生徒へ個別に声掛けや相談等

の関わりを持ち、的確に状況の把握を行う。

いじめに関するアンケート調査を定期的に行い、いじめの早期発見に努める。アンケートには、学校で起こったいじめのみでなく、学校外で起こったいじめも記入させる。また、自分や自分の身の回りで起きているいじめについても記入させる。その際、いじめであると特定できなくても、疑わしい状況があれば記入するよう指導する。

②保護者との連携

学校での生徒の様子や学校の取組を、必要に応じて随時家庭に連絡するなど、日頃から保護者との連携を密にすることによって、家庭で少しでも生徒の異変に気付いた場合、保護者から学校へ気軽に相談してもらえ関係づくりに努める。

③相談窓口の周知

いじめの相談については、相談室や保健室の利用のほか、電話等による相談窓口など、複数の相談窓口を生徒や保護者へ周知する。

2. 早期解消に向けたいじめへの対応

いじめの連絡、相談を受けた場合、速やかに被害者の安全を確保するとともに、「いじめの防止対策委員会」を開き、当該いじめに対して組織的に対応する。

①被害者の保護

いじめの行為を確認した場合、いじめられている生徒を守り通すことを第一とし、全職員が協力して被害者の心のケアに努める。また、被害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、家庭での心のケアや見守りを依頼する等、協力して対応する。

②実態の把握

被害者、加害者及び周辺の生徒から十分に話を聴き、いじめの事実を確認する。また、アンケート調査等を実施し、速やかに実態の把握を行う。学校だけでは解決が困難な場合、事案に応じた専門機関等と連携し、解消に向けた対応を図るとともに、把握した事実を教育委員会に報告する。

③加害者への対応

加害者に対しては、いじめをやめさせ、毅然とした姿勢で指導をする一方、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう支援する。また、加害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、被害者やその保護者への対応に関して必要な助言を行う等、協力して対応する。

3. ネット上のいじめへの対応

①学校における情報モラル教育の推進

情報モラル教育を進めるため、「道徳」や「教科」において、責任ある情報発信をすることの重要性を理解させ、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発

信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

② ネット上の不適切な書き込み等があった場合

ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷、保存するとともに、必要に応じて、「いじめ防止等対策委員会」を開催し、対応を協議する。関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

書き込みへの対応については、教育委員会とも相談し、学校ネットパトロールを実施する。削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者・その保護者への対応については、必要に応じて、教育委員会、法務局人権擁護部、警察署等と連携して対応する。

4. 重大事態への対応

① 重大事態の判断

暴力事件や不登校等の事案が、「いじめ防止対策推進法」第28条による重大事態であるか否かについては、事案の背景にいじめが関連していないか、関係する生徒や保護者等から情報収集し、事実関係を整理した上で、「いじめ対策委員会」において判断する。判断に当たっては、教育委員会から指導助言等を得る。

② 重大事態への対応

事案の重大性を踏まえ、事実にしっかりと向き合いながら、いじめの全容解明と早期対応に向けて取り組む。そして、対策委員会を中心として迅速・的確かつ組織的な対応を行う。対策委員会を中心に、対応方針と役割分担の決定と留意事項の確認をして対応する。

【重大事態とは】

① いじめにより児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（「いじめ防止対策推進法」第28条第1項第1号）

※ 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」とは

ア、児童生徒が自殺を企図した場合

イ、身体に重大な障害を負った場合

ウ、金品等に重大な被害を被った場合

エ、精神性の疾患を発症した場合

② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（「いじめ防止対策推進法」第28条第1項第2号）

※ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」とは年間30日（不登校の定義）を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合は、学校または教育委員会が該当の可否を判断する。

- ③児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき
※その時点で学校が「重大事態とはいえない」と考えていても、重大事態として対応する。